

吹田市第 4 次総合計画の策定方針

1 策定の趣旨

(1) 第 3 次総合計画の策定以降の課題への対応

本市では、市のめざすべき将来像を実現するため、平成 18 年（2006 年）に吹田市第 3 次総合計画を策定するとともに、各分野において個別計画を策定し、様々な施策の推進に取り組んできました。

そのような中、東日本大震災をはじめとする大規模災害の発生や経済情勢の長引く低迷などが市民生活に影響を及ぼしています。さらに、団塊の世代が後期高齢者（75 歳以上）へ移行する、いわゆる 2025 年問題など、国全体でますます進展する少子高齢化を見据えた施策の実施が喫緊の課題となっています。また、本市においては、北大阪健康医療都市（健都）における健康・医療のまちづくりなど、都市としての魅力を向上させる新たな取組を進めているところです。

これらの状況について、第 3 次総合計画では十分に組み込まれていないことから、同計画の目標年次である平成 32 年度（2020 年度）を前に、改めて本市のめざすべき将来像を見直し、福祉、安心安全、環境、教育、産業などの各分野における取組を、総合的かつ計画的に推進するための指針として、第 4 次総合計画を策定します。

(2) 各分野の個別計画との連動及び進行管理体制の整備

現在、各分野においては個別計画が概ね整備されつつあり、これらに基づいた施策の実施が進められているところです。しかし、個別計画によっては、PDCA サイクルによる進行管理が十分に行われているものと、まだ不十分なものがあり、また、分野によっては個別計画の整備自体が行われていないなどの課題がある状況です。

第 4 次総合計画の策定に当たっては、施策大綱に沿って各個別計画の取りまとめを行うとともに、各個別計画における PDCA サイクルによる進行管理体制の整備を促進することにより、総合計画と各個別計画とを十分に連動させながら、効果的かつ効率的な施策・事業の実施を推進します。

2 計画の構成及び期間

(1) 構成

- ア 「基本構想」 めざすべき将来像とそれを実現するための施策大綱を示します。
- イ 「基本計画」 施策を体系的に示す部門別計画及び中長期財政計画を示します。
- ウ 「実施計画」 基本計画で定めた施策について具体的な事業の内容を示します。

(2) 期間

計画期間は、平成 30 年度（2018 年度）～平成 39 年度（2027 年度）までの 10 年間とします。ただし、基本計画については、必要に応じて中間見直しを行います。実施計画の期間は 5 年間とし、1 年ごとのローリング方式で毎年見直します。



3 策定の視点

第4次総合計画の策定にあたっては、以下の視点を踏まえて検討を行うこととします。

(1) 現状分析及び地域特性の把握

本市の人口動向や社会経済状況、地域特性等を十分に分析したうえで、本市の強みや重点的に取り組むべき課題を明らかにします。

- 【取組例】
- 第3次総合計画の検証及び課題整理
 - 各種資料及び統計の分析、市民意識等の調査、人口推計
 - 地域ごとの課題や特性の整理

(2) 実効性・実現性の確保

施策の実効性・実現性の向上を図るため、基本計画において施策体系の整理を行うとともに、関連する個別計画を示します。また、施策ごとの到達度を確認するための指標を設定するなど、各分野の取組状況を把握・分析するための進行管理の仕組みを構築します。さらに、中長期の財政収支見通しを示す財政計画を新たに策定します。

- 【取組例】
- わかりやすい施策体系の構築及び指標を活用したPDCAサイクルによる進行管理の仕組みの構築
 - 中長期財政計画の策定

(3) 新たな課題への対応と魅力の向上

東日本大震災等による市民の防災意識の高まりや今後の少子高齢化の進展等の影響を見据えた取組、本市の魅力をさらに向上させるための取組等について盛り込みます。

- 【取組例】
- 防災・環境意識の高まり、2025年問題、公共施設の最適化など今日的課題への対応の検討
 - 北大阪健康医療都市（健都）における取組など、本市の魅力をより高める施策についての検討

(4) 多様な主体の参画

本市のまちづくりを支える多彩な人材、市内大学及び事業者等の活力を積極的に取り入れるため、多様な主体の参画を図ります。

- 【取組例】
- ワークショップ、市民フォーラム等の開催
 - 大学のあるまちを生かした意見交換等の取組
 - 職員参加の促進

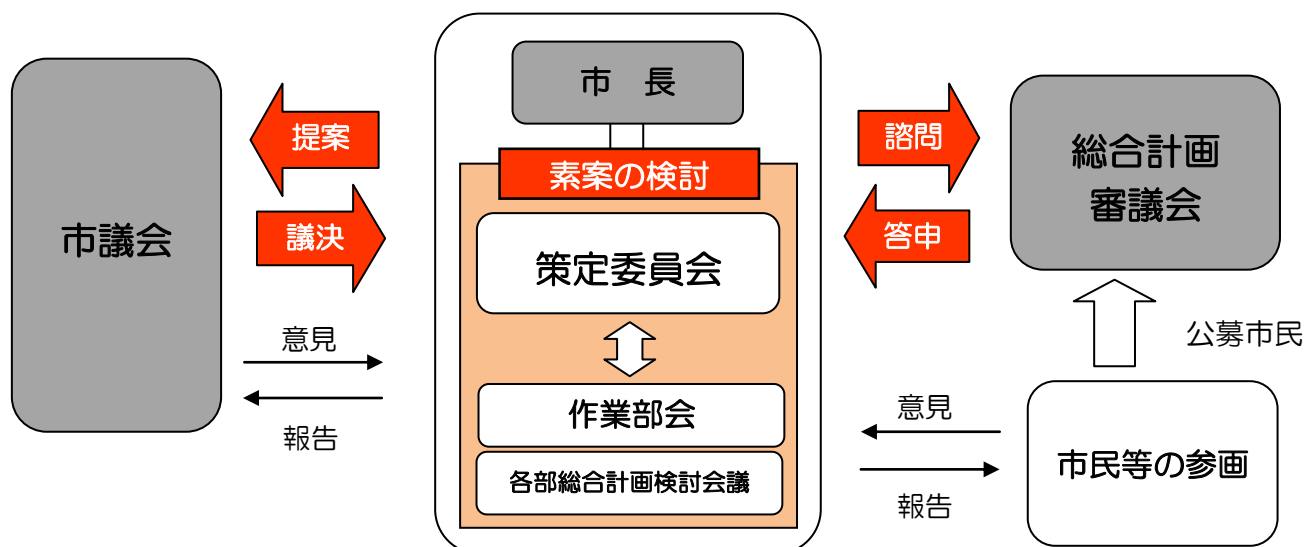
4 策定の体制

総合計画審議会及び総合計画策定委員会において、素案等の検討を行うとともに、市民等の意見を十分反映できるよう市民等が参画する場の充実に努めます。

また、総合計画策定委員会及び作業部会については、必要に応じて分野横断的な議論を行うための場を設定するなど、柔軟な運営を行います。さらに、職員参画を推進し、若手職員を含む様々な職員による検討を行うため、各部局で各部総合計画検討会議を設置することとします。

名称	構成	目的・内容
【附属機関】 総合計画審議会	学識経験者 公募市民 市内公共の団体等代表 関係行政機関の職員 (委員 20 名以内)	市長の諮問に応じ、審議及び答申を行います。
【庁内組織】 総合計画策定委員会	策定委員会	副市長（委員長）及び 部長級以上職員
	作業部会	次長級以下の職員
	各部総合計画 検討会議	各部局の職員
市民等の参画	市民 市民団体 事業者 市内5大学 など	<ul style="list-style-type: none"> ・市民フォーラム ・市民説明会 ・パブリックコメント など

<策定体制のイメージ>



市民や市議会からの御意見を踏まえながら、策定委員会及び審議会において基本構想及び基本計画の素案について検討を行った後、市議会へ総合計画(案)を提案し、議決を得たうえで策定します。

5 関連条例

(1) 吹田市自治基本条例（平成 25 年 3 月 29 日改正）※抜粋

総合計画

第25条 市長は、市の最上位計画として、総合計画（行政運営の基本方針を示す基本構想並びにその実現を図るための基本計画及び実施計画により構成される計画をいいます。以下同じです。）を策定し、執行機関は、これに基づき、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければなりません。

2 市長は、基本構想及び基本計画の策定に当たっては、広範な市民が参画できるよう努めるとともに、議会の議決を得なければなりません。これらの変更及び廃止をする場合も同様とします。

3 執行機関は、総合計画以外の計画の策定に当たっては、総合計画との整合性を図らなければなりません。

財政運営

第27条 市長は、総合計画に基づく政策目標を達成するため、財政計画を策定し、効果的かつ効率的な政策等の展開を図り、健全な財政運営に努めなければなりません。

2 市長は、財政運営の透明性を確保する観点から、市民にわかりやすい財務に関する資料について作成及び公表をしなければなりません。

(2) 吹田市議会の議決すべき事件に関する条例（平成 24 年 6 月 15 日制定）

市議会の議決

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により吹田市議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

(1) 基本構想（本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想又はこれに相当する計画をいう。以下同じ。）の策定、変更又は廃止に関すること。

(2) 基本計画（基本構想に基づき、まちづくりの具体的な施策について、長期的な財政見通しを踏まえ体系的な枠組みを示す計画をいう。）の策定、変更又は廃止に関すること。